

和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業に関する基本協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙１」という。）及び構成企業（以下「乙２」といい、乙１及び乙２を総称して「乙」という。）は、和歌山市の公共施設において太陽光発電設備をＰＰＡ方式により導入し、その余剰電力を活用するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業のＰＰＡ事業者選定において、受託候補者から提出された企画提案書等（以下「提案書」という。）に基づき行う事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業募集要領及び和歌山市余剰電力活用型太陽光発電設備整備事業仕様書及び別紙に定めるもののほか、必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第２条 本協定において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）募集要領等 公募において甲が提示した募集要領、仕様書、和歌山市ホームページに掲載した本事業に係る「質問と回答」及び甲が提供した資料
- （２）施設 本事業の対象となる甲が所有する施設をいう。
- （３）設備 本事業において乙が施設に設置し、所有する太陽光発電設備（ソーラーカーポート含む）、附帯設備及び蓄電池をいう。
- （４）使用許可 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく許可をいう。

（事業の実施）

第３条 乙は、本事業の実施にあたり、本協定のほか、関係法令及び募集要領等の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、本事業の実施にあたり、提案書の内容と異なる方法により本事業を実施する場合は、甲乙協議の上、方法を決定するものとする。なお、乙は、提案書及び協議により決定した内容を踏まえた事業計画書を作成し、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、自家消費について適切な検証手法を検討した上で、施設ごとに必要な計測機器等を設置し、施設ごとの発電電力量、自家消費量を計測するとともに、その計測した結果を編集可能な電子データにより、遅滞なく報告するものとする。なお、「自家消費」とは、設備による発電電力量のうち、甲が消費する電力量を指す。
- 4 乙は、設備を設置した施設について、運転期間内における温室効果ガス排出量削減効果の検証・算出を行い、検証・算出方法を甲に提示した上で、その結果を毎年度甲に報告し、甲の確認を受けるものとする。
- 5 第 3 項、第 4 項に規定する報告義務は、第 4 条第 1 項に規定する実施期間の最終年度翌年度の 4 月 30 日までとする。
- 6 乙が設備の運転を行う期間は、第 8 条による契約書に定める施設に発電電力の供給を開

始する日から最長 20 年間とする。

7 甲は、本事業の実施状況について乙による調査を、申し入れることができる。

8 甲は、前項の調査により、本事業が適切に実施されていないと認める場合は、乙に対し、その改善を指示することができる。

9 乙は、甲から前項の指示を受けた場合は、合理的な範囲でその指示に従わなければならない。

(事業の実施期間)

第 4 条 本事業の実施期間は、本協定締結の日から設備を撤去のうえ原状回復するまで、又は甲が認めた場合、設備を甲に無償譲渡するまでとする。

(協定の有効期間)

第 5 条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定に特に定めるものを除き、本協定締結日から本事業の実施期間までとする。ただし、甲及び乙が別途書面により合意した場合はこの限りではない。

(設置工事等)

第 6 条 乙は、設備を工事により、別紙「候補施設一覧」に示す場所に設置（以下「設置工事」という。）しなければならない。

(施設の使用許可)

第 7 条 乙は、設置工事着手前に、設備を設置する場所及び設置工事に必要な場所（以下「本件場所」という。）について、使用許可を申請し、所定の使用料（以下「使用料」という。）を支払わなければならない。

2 設備を設置する場所の使用許可の期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日とする。ただし、乙は第 4 条第 1 項に定める期間中は、使用許可期間満了の 1 か月前までに、1 年度を単位として使用許可の更新を申請することができる。使用許可の期間満了の 1 か月前までに更新の申請をしなければならない。

3 甲は、次のいずれかに該当したときは、施設の使用許可を取り消すことができる。

(1) 乙が、使用許可の条件に定める事項を履行しないとき

(2) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため、本件場所を必要とするとき

(3) 甲による施設の改築、廃止等により、甲が乙に施設を使用させることができなくなったとき

4 前項の場合、乙は、対象施設から設備を速やかに撤去し、撤去により対象施設（防水層等）を破損した場合は、前項第 3 号の場合を除き、自己の負担で修復しなければならない。

5 乙は、本件場所を本協定以外の用途に使用してはならない。

6 本件場所以外の場所を一時的に占有する必要が生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。

7 使用許可に係る使用料については、行政財産の使用許可に関する使用料条例（昭和 39 年和歌山市条例第 27 号）第 2 条に基づき、土地、土地以外のものを使用する使用料の算出額とし、使用面積分を原則、市に払うこととする。なお、以下にあげる項目を満たす場合、

減免を申請することができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 災害その他特別の理由により市長が特に必要と認めるとき。

(電力供給契約の締結)

第8条 施設管理者は、設置工事完了後、電力会社の配電線網（系統）に太陽光発電設備を接続して運転（連系運転）開始が可能となったことを確認したときは、乙と設備により発電された電力に係る電力供給契約を本協定及び募集要領等の内容に基づき締結するものとする。

(設備の設置費用等)

第9条 設備の購入及び設置工事にかかる費用は、乙の負担とする。

- 2 前項に規定する費用について、甲は、乙に対し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年和歌山市規則第27号）及び市の定める補助金交付要綱に基づき、補助金を交付するものとする。

(設備等の譲渡)

第10条 甲及び乙は、本事業に係る権利義務及び設備について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により相手側に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

(設備の撤去)

第11条 乙は、施設の使用許可の許可期間が満了したとき（第7条第2項により使用許可が更新された場合を除く。）又は使用許可が取り消されたときは、速やかに乙の費用負担と責任により該当する設備の全部を撤去し、対象施設の原状回復を行う、又は甲が認めた場合、設備を甲に無償譲渡するものとする。ただし、第7条第3項第2号又は第3号により使用許可が取り消された場合は、撤去及び原状回復の費用は甲の負担とする。

- 2 乙は、前項の規定により原状回復を行う場合は、その内容等について、事前に書面で甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 3 撤去工事の実施期間等の詳細については、使用許可期間中に甲乙協議の上、定めるものとする。

(設備等設置場所への立入り)

第12条 乙及び本事業に関して乙が下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）は、設備等の設置、維持管理及び撤去をするため、施設に立ち入ることができる。

- 2 前項の規定による立入りは、当該施設を管理する者と事前に調整した上で立ち入る日時を決定し、立ち入る際は本人確認証を提示しなければならない（災害等の緊急対応時を除く）。

(PPAサービス料金の設定等)

第13条 施設管理者は、設備において発電した電力の使用量に応じて、乙にその対価（以下「PPAサービス料金」という。）を支払うものとする。

2 PPAサービス料金は、設備の設置、運転・維持管理、撤去、使用電力の環境価値や租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとし、第9条第2項の規定により交付を受けた補助金額相当分が控除された金額とする。

3 PPAサービス料金は、募集要領等に示す上限価格を超えないこととし、甲乙協議の上、別途契約書に定めるものとする。

（緊急時の対応）

第14条 乙は、本事業の実施にあたり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、設備に関して事故、災害等による不具合等が発生したときは、直ちに甲に報告するとともに、速やかに実態を調査し、復旧のための適切な措置を講じ、当該不具合等の再発を防止するための対応を行うものとする。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第15条 甲及び乙は、本事業の実施において知り得た個人情報及び秘密（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定期間満了、解除後も同様とする。

2 甲及び乙は、本協定の従事者（従事していた者を含む。）、その他関係者に対して前項の義務を遵守させなければならない。

3 甲及び乙は、本事業の実施において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

4 甲及び乙は、本事業の実施に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（各種関係手続）

第16条 本事業の実施に当たって、各種法令の規定に基づく届出等手続を要する場合には、乙が所管官庁等にて必要な手続を行わなければならない。

（全部委託の禁止等）

第17条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合は、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。

（リスク分担）

第18条 協定期間における甲乙の予想されるリスクと責任分担は、「予想されるリスクと責任分担」（別紙）のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の解除等)

第19条 甲は、次のいずれかに該当すると認められるときは、本協定を解除することができる。ただし、第4号及び第5号においては、甲乙協議の上決定するものとする。

- (1) 乙が乙の責めに帰すべき事由により本協定に定める事項を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が本協定、使用許可条件又は関係法令に違反したとき。
- (3) 乙の事業実施が乙の都合により、提案書に反する等、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (4) 甲が必要に応じて行う事業評価において、客観的に明らかに事業継続が不可能と判断された場合
- (5) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- (6) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (7) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (8) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (9) 乙の合併、会社分割等により法人格に変動が生じたことで、本事業の遂行が困難であると判断できる場合
- (10) 乙又は下請負人等が、暴力団員又は暴力団員等に該当する場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

3 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲乙協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。この場合において、乙は甲に対して、既納の使用料の還付を求めることはできない。

(損害賠償等)

第20条 甲が第21条第1項各号いずれかにより本協定を解除した場合その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被る場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき事由により、乙が損害を被る場合は、甲は当該損害を賠償しなければならない。

3 乙は、自己の都合により協定期間の途中で事業を中止した場合は、自己の負担により設備の撤去を行い、屋上等の原状回復を行う又は、甲の承諾を得て、設備を甲に無償譲渡することとする。

(契約不適合責任)

第21条 乙は、対象施設内で本事業を遂行するうえで影響のない程度の軽微な隠れた不適合を発見しても、甲に対し損害賠償等の請求をすることができない。

(著作権の侵害の防止)

第22条 乙は、乙が作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを甲に対して保証する。

2 乙は、乙が作成した成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙の負担により対応しなければならない。

(特許権等の使用)

第23条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(天災等不可抗力)

第24条 天災等の甲又は乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により本協定に基づく義務を履行できない場合は、甲乙協議のうえ、次のいずれかによることとする。

(1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、甲又は乙の義務を一時停止し、本協定を有効なものとして継続する。

(2) 甲又は乙は相手方に対しての義務を履行することが不可能となったとき、10日前までに通告を行ったうえで、本協定を終了する。

2 前条第2号のとき、甲又は乙が本協定に基づき履行に要した費用については、終了の時点まで自己が負担した分に対し、相手方に請求しない。

(届出義務)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

(1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

(2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 乙が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合

(6) 本事業の実施に関し、設備が滅失又は毀損した場合

(管轄裁判所)

第26条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調定その他の法的手続きの管轄については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

2 前項の規定による適用法令は、日本国内法とする。

(その他)

第27条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議の上、決定する。

2 乙についての規定はすべての構成企業に及ぶものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙 乙1（代表企業）

乙2（構成企業）